

北海道立消費生活センターと札幌弁護士会は
共同で特別相談を実施します

サクラサイト被害110番

相談は無料です。相談員と弁護士が一緒にお話を伺います

受付:平成24年9月8日(土)10:00~15:00

特設電話番号:011-272-1144 (当日のみ)

道民の消費者契約(事業者と消費者の契約)における解約、販売方法、品質などさまざまな点について、問題解決のため、助言、あっせん、情報提供を行っている北海道立消費生活センター(所在地:札幌市中央区、所長:橋本智子)は、札幌弁護士会(所在地:札幌市中央区、会長:長田正寛)と共同で、平成24年9月8日(土)に、道民対象の特別相談「サクラサイト被害110番」を実施します。

サクラサイト被害とは？

独立行政法人国民生活センターによると、ここ数年、全国の消費生活センターには、出会い系サイトに関する相談が年間約3万件寄せられており、深刻な被害が続いている状況にあります。当センターにも、出会い系サイトに関する相談は、年間200件以上寄せられています(架空請求、ワンクリック請求を除く)。

相談の内容は、サイト業者がサクラを用いて、消費者を故意にだましたと考えられるケースが多くみられます。具体的には、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレント、社長、占い師等になりすまして、消費者のさまざまな感情を利用してサイトへ誘導し、メール交換等に必要などといって支払いを続けさせるもので、国民生活センターでは、これらサイトの手口を"サクラサイト商法"と呼び、注意喚起を行っています。

サクラサイト商法は、利用初期段階は無料ですが、その後はサービスを利用するたびに有料ポイントの購入が必要となるケースが多く、クレジットカードや電子マネー、コンビニ決済といった多様な決済方法が用意されており、消費者は簡単にポイントを購入できるため、気づいたときには短期間に100万円以上といった高額な支払いをしてしまっているケースがみられます。

このような事態をふまえ、サクラサイト被害の現状を把握するとともに、被害の未然防止と救済を目的として、北海道立消費生活センターと札幌弁護士会が共同で特別相談を実施します。

※相談は無料ですが、通話料のみご負担ください。なお、上記特設電話は受付当日のみ利用できます。
※特別相談は北海道立消費生活センターくらしの教室で実施します。

北海道立消費生活センター

指定管理者:一般社団法人北海道消費者協会

所在地 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

相談専用電話 050-7505-0999 (受付時間:平日9:00~16:30、土・日・祝日・年末年始休)

代表電話 011-221-0110 FAX 011-221-4210 URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>

主 催 : 北海道立消費生活センター、札幌弁護士会

消費生活センターには、こんな相談が寄せられています！

「お金をあげる」、「悩みをきいてほしい」などと誘われて、メール交換をしていませんか？
もしかすると、それはサクラサイトかもしれません

事例① 800万円をあげると言われて…

携帯電話で出会い系サイトに登録後、サイトから800万円の提供を希望している上級クラスの会員を紹介された。お金を受け取るには、あなたも上級会員になる必要があると言われポイントを購入した。セキュリティが解除される10分間で相手と連絡先を交換する必要があったが、「送信の仕方が悪かったのでセキュリティ解除が無効になった」と連絡があり、やり直しのため電子マネーで合計4万円を払った。その後、サイトからいろいろ指示され、コンビニや銀行から10万円を振り込んだ。しかし、相手から800万円を受け取れるどころか、今度は20万円分ポイントを購入するようサイトから指示された。騙されているのではないか。

事例② マネージャーからタレントの相談にのってと言われて…

SNSサイトに登録したら、芸能人のマネージャーを名乗る人からメールが届いた。返信したら、男性タレントの相談相手になってほしい、アドレスを教えてくださいと謝礼に100万円渡すとメールが来た。謝礼は不要と伝え、通信料をもらって相談に乗る約束をし、別のSNSサイトに誘導された。芸能人とメール交換する際の注意事項や、通信料の振込手続きなどについて、サイト内でマネージャーとメールのやりとりを続けるため、クレジットカードで20数万円分、電子マネーで6万円分ポイントを購入。結局本人のアドレスも教えてもらえず、通信料も負担してもらえない。

事例③ 無料の占いサイトにプロフィールを登録したら…

無料の占いサイトにアクセスし生年月日を入力したところ、プロフィールの入力画面になった。疑問に感じながらもニックネーム、大まかな住所、性別を入力したら診断結果が現れた。数日後、知らない女性の名前でメールが届き、占いサイトに入力したニックネームで呼びかけられ、下の名前を教えてくださいと言われ伝えた。当初は無料で恋愛相談に乗っていたが、相手から末期がんだと報告があった。直後に突然メールをやりとりしていたサイトが有料ポイント制に変わったため、やめようと思ったが、相手が情緒不安定になり、自殺でもしたらと心配で、不本意ながらポイントをクレジットカードで決済し購入してしまった。

事例④ 迷惑メールに名前が。気になり開封したら…

届いた迷惑メールに名前が記載があり、気になって開封した。文面の感じがとても良かったので、数回メール交換をして、かわいそうな身の上話に同情してしまった。相手から「電話で話す権利が当たった」とメールが届き、サイトを介し5分だけ話すことができたので、実在する人物だと思った。直接連絡先を交換しようという提案があり、そのためには私も会員登録する必要があると説明された。3千円で登録できると記載があり、電子マネーで支払った。しかし、会員手続はなかなか終わらず、手続きのための請求が続き、支払いには時間制限もあった。遅れると相手から「延長料30万円が請求されるので頑張ってください」とメールが届き、手続が終了すれば費用は全額返金になると説明され、気づくと約2週間で200万円以上を支払っていた。

事例⑤ 無料の副業サイトに登録したら…

携帯電話の副業サイトの広告に、カウンセラーとして男性の相談に乗ると報酬がもらえる、登録無料、と記載されていたのでアクセス。すぐに登録用のメールが届き、ニックネームや住所、携帯番号を入力したら、サイトを介して、男性の相談申し込みがあるとメールが届いた。その男性の相談に乗っているうち、連絡が取れなくなったのでサイトに問い合わせると、ポイントを購入しないと相手と連絡を取れないと説明され、続けて相談に乗るためポイントを購入してメールを続けた。その後、相手と直接連絡したくて電話番号を交換できるようにするためにポイントを購入して高額な料金を払ったが、文字化けして電話番号を受け取れなかった。